



IFRS news

March 2010

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

料金規制活動プロジェクトに関するアップデート

現任のPwCのIASBプラクティス・フェロー、David Humphreysが、IASBの料金規制活動プロジェクトの状況に関する最新情報を提供します。彼によれば、IASBは当プロジェクトの会計技術的な面について検討中であり、初度適用企業に対して経過措置を設ける方向で進めているとのこと。

幸いなことに、IASBは初度適用企業に経過規定を設けることを合意しており、2010年4月公表予定の「IFRSsの改善」にこれが含まれる予定です。IASBスタッフは、このプロジェクトに関する会計技術的な重要論点に引き続き取り組むよう要請されています。規制資産と規制負債は、IFRSsとそのフレームワークに準拠した認識規準を満たしているでしょうか？

公開草案に対する様々な反応

IASBは先月、コメント提出者からの多くの回答と幅広い見解に関する概要を受領しました。当草案は、北米では大きな支持を得ましたが、他の管轄区域においては、支持、不支持の両反応があり、規制資産と規制負債がIFRSsおよび概念フレームワークの認識規準を満たすか否かについての懸念も一部で挙げられました。回答者の大多数は、公益事業業界の、特に財務諸表の作成者でした。

一部の関係者は、フレームワークにおける資産と負債の定義がどのように満たされたのかを説明するための十分な議論がこの公開草案に含まれていないことに懸念を示していました。そのため、IASBはスタッフに対して、更なる分析を行うよう要請しており、それには以下が含まれる予定です。

- コメントレターに含まれている規制資産と規制負債の認識に対する賛否の議論
- 現行のフレームワークにおけるガイダンス、および「概念フレームワーク」プロジェクトの潜在的な影響
- IASBの他のプロジェクトと比較した、現行のIFRSsにおける資産と負債の認識に関する理論的根拠

過去の経緯

- 2009年7月、料金規制活動に関する公開草案が公表された。
- カナダにおけるIFRSへの移行が、IASBが規制資産および規制負債の論点に対応することになった理由の一つである。
- 155通のコメントレターが受領された。
- IASBは現在、コメントに対する対応と次のステップを検討中である。

プロジェクトのタイムテーブルと今後の方向性

当初のプロジェクトは、カナダにおけるIFRS移行のタイムラインに合わせるよう計画されていました。カナダの公益事業会社は、2011年のIFRSへの移行に対応するため、最終基準が2010年第2四半期に公表されることを望んでいました。幅広い回答や、IASBによる以下のいくつかの課題への取り組みが必要になっており、当プロジェクトのタイムテーブルに多大な影響を与えることが予想されます。

- 規制資産および規制負債が、当該フレームワークを含む現行のIFRSsに準拠しているか否かについての、IASBによる再検討の性質と範囲。
- 当プロジェクトの範囲(例、当該範囲を、より原則主義アプローチに調整すべきか、もしくは、「業種別基準」と受け止められることを覚悟して、より狭い範囲で定義すべきか)。

- 使用する測定モデル(例、提案された「期待現在価値」モデルでなく、原価集計アプローチもしくは「最善の見積り」アプローチを使用すべきか)。
- IASBが選択する今後の方向性。これには、以下による規制資産と規制負債の問題への取組みが含まれる可能性がある。
 - 独立したIFRSの最終決定
 - 現行のIFRSの改訂(例、IAS第38号「無形資産」もしくはIAS第18号「収益」のガイダンス)
 - 開示のみの基準の公表
 - 当プロジェクトの大幅な延期もしくは中止の選択

関係者は、2010年4月公表予定の「IFRSsの改善」で提示される経過措置ガイダンスを待ち、このプロジェクトの将来の方向性およびタイミングを把握するため、今後の進展に注視する必要があります。

あらた監査法人
東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aratapr@jp.pwc.com

© 2010 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate legal entity.